

## 滋賀県過疎地域自立促進方針の策定にあたって

### 1 過疎地域自立促進方針の位置づけ

- 過疎地域自立促進特別措置法第5条に基づき策定する過疎地域の自立促進を図るための大綱であると同時に、過疎地域自立促進市町村計画や過疎地域自立促進県計画の指針となるもの。
- 過疎対策事業債など国の講ずる財政上の措置等の前提となるもの。
- 平成24年の法改正により、法の失効期限が5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までの5年間の方針を策定する。  
※本県の過疎地域・・・長浜市(旧余呉町の区域)、高島市(旧朽木村の区域)

### 2 過疎地域の現状

【人口の減少(国勢調査人口)】

	昭和35年	平成7年	平成17年	平成22年	S35→H7	S35→H17	S35→H22
旧余呉町	6,344人	4,417人	3,931人	3,526人	▲30.4%	▲38.0%	▲44.4%
旧朽木村	4,532人	2,603人	2,310人	2,072人	▲42.6%	▲49.0%	▲54.3%
県全体	842,695人	1,286,853人	1,379,137人	1,410,777人	52.7%	63.7%	67.4%

【年齢3区分別人口の割合】

		昭和35年		平成7年		平成17年		平成22年	
旧余呉町	～14歳	1,975人	31.1%	743人	16.8%	535人	13.6%	391人	11.1%
	15歳～64歳	3,765人	59.3%	2,575人	58.3%	2,175人	55.3%	1,922人	54.5%
	65歳～	604人	9.5%	1,099人	24.9%	1,221人	31.1%	1,211人	34.4%
旧朽木村	～14歳	1,622人	35.8%	400人	15.4%	289人	12.5%	223人	10.8%
	15歳～64歳	2,548人	56.2%	1,503人	57.7%	1,226人	53.1%	1,105人	53.3%
	65歳～	362人	8.0%	700人	26.9%	795人	34.4%	744人	35.9%
県全体	～14歳	243,026人	28.8%	231,022人	18.0%	213,147人	15.5%	210,753人	15.1%
	15歳～64歳	536,225人	63.6%	874,455人	68.0%	916,572人	66.5%	897,583人	64.2%
	65歳～	63,444人	7.5%	181,376人	14.1%	249,418人	18.1%	288,788人	20.7%

- ・ 過疎地域の人口は、昭和35年以降著しく減少しており、特に65歳以上の老年人口の比率は県全体を大きく上回り、15歳未満の年少人口の比率は県全体を下回っている。

【15歳以上就業者数に占める第1次、第2次および第3次産業の就業者数の割合】

		昭和35年		平成7年		平成17年		平成22年	
旧余呉町	第1次産業	2,362人	66.9%	379人	16.9%	293人	15.5%	202人	12.2%
	第2次産業	409人	11.6%	841人	37.4%	598人	31.6%	544人	32.8%
	第3次産業	760人	21.5%	1,024人	45.6%	1,003人	52.9%	895人	53.9%
	総数	3,531人	-	2,247人	-	1,894人	-	1,660人	-
旧朽木村	第1次産業	1,567人	71.4%	183人	14.3%	158人	13.9%	116人	12.0%
	第2次産業	265人	12.1%	417人	32.7%	292人	25.7%	238人	24.6%
	第3次産業	360人	16.4%	675人	52.9%	684人	60.2%	609人	62.9%
	総数	2,196人	-	1,277人	-	1,136人	-	968人	-
県全体	第1次産業	185,766人	43.6%	33,047人	5.0%	25,145人	3.7%	18,548人	2.8%
	第2次産業	107,645人	25.3%	267,257人	40.8%	234,322人	34.4%	220,587人	32.7%
	第3次産業	132,566人	31.1%	352,168人	53.8%	411,386人	60.5%	400,229人	59.4%
	総数	426,074人	-	654,947人	-	680,478人	-	673,612人	-

- ・ 過疎地域では、第1次産業の就業者の割合が県全体を上回っている。また、第1次産業から第3次産業への移行が県全体よりも顕著にあらわれている。

【過疎対策事業の取組状況】

- ・ これまで過疎対策事業債等を活用してハード施設（上下水道、診療所、学校施設、観光施設等）の整備が進められてきている。
- ・ 平成22年の法改正により過疎対策事業債の対象となったソフト事業（コミュニティバスの運行や、廃校を活用した文化振興事業等）についても活用が進められている。

3 方針策定にかかる基本的な考え方と記載事項

(1) 方針策定にかかる基本的な考え方

- 過疎地域の実情を踏まえ、過疎地域を抱える市のまちづくりの考え方を尊重する。
- 過疎地域に係わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・知恵等、過疎地域の持つ魅力や地域資源を最大限に活用する。
- 地域産業の振興、生活交通の確保、地域医療の確保、地域文化の振興、集落の維持および活性化などの取組により、過疎地域の活性化・自立促進を図る。
- ソフト事業の取組を充実するとともに、市、関係団体、地域住民など、多様な主体と幅広く連携して取り組む。

(2) そのほか方針に記載する事項

- ・ 農林水産業、商工業その他の産業の振興および観光の開発に関する事項
- ・ 交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進に関する事項
- ・ 生活環境の整備に関する事項
- ・ 高齢者等の保健および福祉の向上および増進に関する事項
- ・ 医療の確保に関する事項
- ・ 教育の振興に関する事項
- ・ 地域文化の振興等に関する事項
- ・ 集落の整備に関する事項

4 今後のスケジュール（予定）

- 平成27年 7月～ 庁内関係課および市との調整
- 8月～ 滋賀県過疎地域自立促進方針（案）の作成、常任委員会へ報告  
国との協議
- 11月 滋賀県過疎地域自立促進方針策定